

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No. 2	
施設の名称	山形県立みやま荘	指定管理者	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
所在地	山形県西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地	県担当課	障がい福祉課
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	(電話番号)	(023-630-2266)
検証期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活事業所等への出前調理については、当該事業所等からの要請がなかったため実施しなかった。 自治会のクラブ活動については、当初予定していたクラブへの入会希望者数がクラブ成立要件人数に達せず休部となったクラブもあったが、新たに希望があったものについては、新たなクラブ活動を立ち上げ活動を行った。 町民卓球大会には参加者の技術不足から不参加となったが、地区の文化祭や芋煮会、輪投げ大会に参加した。 ゲートボール交流会は、ゲートボールを行う老人クラブの都合によりスカットボールに変更して交流会を実施した。 	評価	<<評価の理由>> 協定に基づき、概ね適正な管理運営が行われている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の高齢化が進んでおり、職員の高齢者支援に関する知識(技術)の向上や、経費を節減しながら高齢者介護用の備品を準備するなどの対応が必要になる。 	B	<<課題等の原因分析>> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の高齢化
課題、問題点への今後の対応	今後も協定に基づいた適正な運営を継続していくとともに、定員充足率9割以上を維持するため、引き続き、精神科病院や関係機関等への利用の周知及び促進に向けた活動を行うこと。また、高齢化している利用者の生活環境の改善についての検討を行い、設備及び備品等を予算の範囲内で対応するとともに、職員研修により適切な支援に努めること。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	<ul style="list-style-type: none"> 居住棟女子トイレのウォシュレットが故障。⇒業者に依頼し、直ちに修理を実施。 新聞を早朝(起床時間前)から部屋へ持ってきて読む行為が迷惑。⇒新聞を契約している自治会で話し合いを行い、新聞の受け取り時間を6時過ぎに変更した。 ※その他、要望等に対応した案件は多数あり。 	評価	<<評価の理由>> 第三者評価や利用者調査により要望等を積極的に把握するとともに、サービス評価委員会等で検討し、適確に対応している。
意見・要望等への今後の対応	今後も要望等の把握に努め、迅速適確に対応すること。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> サービス評価診断の実施 利用者の意向等に基づいた個別支援計画の作成及び実施 健康管理と健康運動の実施 豊かな食事サービスと個人のニーズに合わせた食事の提供 余暇活動の推進と自治会活動の支援 居宅生活訓練事業の推進 	評価	<<評価の理由>> 利用者の意見を尊重し、個々のニーズに応じたサービスの提供に取り組んでいる。
② 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の反省や評価を通じて予算の効率的執行に努めた。 不要な電気や水は使用しないように節電節水に努めた。 敷地内の草刈りや粗大ごみの搬出など、職員ができることは業者に依頼せず、職員自ら実施した。 	評価	<<評価の理由>> 利用者に対するサービス水準を維持しながら、経費の節減に努めている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の在宅障がい者や地域生活移行者への食事の提供や相談支援 地域住民の方々の施設行事(健康運動教室、避難訓練、盆踊り等)への参加 利用者の地域行事(スポーツ交流、文化祭、芋煮会等)への参加 	評価	<<評価の理由>> 障がい者の自立等を支援するとともに、利用者や地域住民との交流を通じて、障がい者に対する理解の促進に貢献している。
総合的な評価	全般的に適正な管理運営が行われている。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。